

2019年3月15日

お客さま各位

王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

電気需給約款（法人低圧）変更のお知らせ

この度、2019年4月1日付けで、弊社電気需給約款(法人低圧)の内容を一部変更いたします。

変更内容の詳細については、別紙をご参照ください。

以上

現行	変更後	変更理由
<p data-bbox="219 268 495 304">別紙1 (燃料費調整)</p> <p data-bbox="219 368 528 400">1. <u>燃料費調整額の算定</u></p> <p data-bbox="266 416 907 687">当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格により、<u>燃料費調整単価</u>を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の1月の使用電力量に<u>燃料費調整単価</u>を適用し算定いたします。</p>	<p data-bbox="943 225 1032 256">【変更】</p> <p data-bbox="934 268 1209 304">別紙1 (燃料費調整)</p> <p data-bbox="934 368 1211 400">1. <u>燃料調整額の算定</u></p> <p data-bbox="981 416 1921 592">当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格により、<u>燃料調整単価</u>を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の1月の使用電力量に<u>燃料調整単価</u>を適用し算定いたします。</p>	<p data-bbox="1946 225 2063 256">表記変更</p>
<p data-bbox="219 852 544 884">1. (2) <u>燃料費調整単価</u></p> <p data-bbox="297 900 907 1171">燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、<u>燃料費調整単価</u>の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。また、燃料価格X、Yは別表に定めるものとします。</p> <p data-bbox="304 1235 907 1315">(a) <u>1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格X円を下回る場合</u></p> <p data-bbox="349 1331 907 1410"><u>燃料費調整単価 = (X - 平均燃料価格) × 2 の基準価格 / 1,000</u></p>	<p data-bbox="943 804 1032 836">【変更】</p> <p data-bbox="934 852 1227 884">1. (2) <u>燃料調整単価</u></p> <p data-bbox="987 900 1921 979">燃料調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</p> <p data-bbox="1010 995 1921 1075">なお、<u>燃料調整単価</u>の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</p> <p data-bbox="1010 1091 1671 1123">また、燃料価格X、Yは別表に定めるものとします。</p> <p data-bbox="1016 1187 1895 1219">(a) <u>1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格Y円以下の場合</u></p> <p data-bbox="1066 1235 1872 1267"><u>燃料調整単価 = (平均燃料価格 - X) × (4). の基準単価 / 1,000</u></p> <p data-bbox="1016 1331 1823 1362">(b) <u>1キロリットル当たりの平均燃料価格がY円を上回る場合</u></p> <p data-bbox="1066 1378 1733 1410"><u>燃料調整単価 = (Y - X) × (4). の基準単価 / 1,000</u></p>	<p data-bbox="1946 804 2063 836">表記変更</p>

<p>(b) <u>1 キロリットル当たりの平均燃料価格がX円を上回り、かつ、基準価格Y円以下の場合</u> <u>燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X) × 2の基準単価 / 1,000</u></p> <p>(c) <u>1 キロリットル当たりの平均燃料価格がY円を上回る場合</u> <u>燃料費調整単価 = (Y - X) × 2の基準単価 / 1,000</u></p>		
<p>1. (3) <u>燃料費調整単価の適用</u> 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された<u>燃料費調整単価</u>は、その平均燃料価格算定期間に対応する<u>燃料費調整適用期間</u>に使用される電気に対し以下のとおり適用します。</p>	<p>【変更】</p> <p>(3) <u>燃料調整単価の適用</u> 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された<u>燃料調整単価</u>は、その平均燃料価格算定期間に対応する<u>燃料調整適用期間</u>に使用される電気に対し以下のとおり適用します。</p>	<p>表記変更</p>

<p>別紙 1 (燃料費調整)</p> <p><u>2. 基準単価</u></p>	<p>【変更】</p> <p><u>(4) 基準単価</u></p>	<p>表記変更</p>
<p>別紙 1 (燃料費調整)</p> <p>3. 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1. (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価</p>	<p>【削除】</p>	<p>3. 燃料費等調整額にて、算定方法を記載の為</p>
<p>別紙 (燃料費調整)</p> <p>別表：<u>燃料費調整単価算出係数等</u></p> <p>九州電力の係数</p> <p>α：<u>0.1490</u></p> <p>β：<u>0.2575</u></p> <p>γ：<u>0.7179</u></p> <p>X：<u>33,500</u></p> <p>Y：<u>50,300</u></p> <p>基準単価：<u>17 銭 6 厘</u></p>	<p>【変更】</p> <p>別表：<u>燃料調整単価算出係数等</u></p> <p>九州電力の係数</p> <p>α：<u>0.0053</u></p> <p>β：<u>0.1861</u></p> <p>γ：<u>1.0757</u></p> <p>X：<u>27,400</u></p> <p>Y：<u>41,100</u></p> <p>基準単価：<u>13 銭 4 厘</u></p>	<p>九州電力の約款改定 2019 年 4 月 1 日より適用する。</p>

別紙（燃料費調整）

2. 該当なし

【追加】

2. 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格により、離島ユニバーサルサービス調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の1月の使用電力量に離島ユニバーサルサービス調整単価を適用し算定いたします。

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha' + B \times \beta' + C \times \gamma'$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α' 、 β' 、 γ' = 別表に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

九州電力の約款改定 2019年4月1日より適用する。

<p>別紙（燃料費調整）</p> <p>2. (2) 該当なし</p>	<p>【追加】</p> <p>(2) <u>離島ユニバーサルサービス調整単価</u></p> <p><u>離島燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。</u></p> <p><u>なお、離島燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</u></p> <p><u>なお、離島燃料価格 X'、Y' は別表に定めるものとします。</u></p> <p>(a) <u>1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準価格 Y' 円以下の場合</u></p> <p><u>離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - X') × (4) の離島基準単価 / 1,000</u></p> <p>(b) <u>1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が Y' 円を上回る場合</u></p> <p><u>離島ユニバーサルサービス調整単価 = (Y' - X') × (4) の離島基準単価 / 1,000</u></p>	<p>九州電力の約款改定 2019 年 4 月 1 日より適用する。</p>
-------------------------------------	--	--

別紙（燃料費調整）

2. (3) 該当なし

【追加】

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

九州電力の約款改定 2019年4月1日より適用する。

<p>別紙（燃料費調整）</p> <p>2. (4) 該当なし</p>	<p>【追加】</p> <p>(4) <u>離島基準単価</u></p> <p><u>離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。</u></p>	<p>九州電力の約款改定 2019 年 4 月 1 日より適用する。</p>
<p>別紙（燃料費調整）</p> <p>3. 該当なし</p>	<p>【追加】</p> <p>3. <u>燃料費調整額</u></p> <p><u>燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1. (2) によって算定された燃料調整単価と 2. (2) によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。</u></p> <p><u>燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価[※]</u></p> <p><u>※ 燃料費調整単価 = 燃料調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価</u></p>	<p>九州電力の約款改定 2019 年 4 月 1 日より適用する。</p>

別紙（燃料費調整）

別表：離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等
該当なし

【追加】

別表：離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等
お客様の供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりと
いたします。

九州電力株式会社

供給区域 係数

α' 1.0

β' なし

γ' なし

離島燃料価格

X' 52,500

Y' 78,800

離島基準単価

3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

九州電力の約
款改定 2019
年 4 月 1 日よ
り適用する。